

す。

■公共工事標準請負契約約款（総則）第1条第3項

総則第1条第3項は施工方法に関するもので、以下のようない条項となっています。

「仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するため必要な一切の手段（以下「施工方法等」という）に付された工程表と施工計画書も実質的に施工方法等の目録のとおりのものであり、追加費用と工期延伸の範囲まで整理しておきます。公共工事標準請負契約約款は公共工事標準請負契約を前提として作られています。従って、発注者はから特別の指示がない限り、受注者が自分で施工方法を決めるこの条項に記されているように、施工方法の選定は受注者自身が行なうことが基本となっています。公共工事標準請負契約約款は目的の物を完成させ引き渡すことを契約の対象とした総括一式請負契約を前提として作られています。従って、発注者はこの条項に記されているように、これが工事の選定は受注者自身が行なうことが基本となっています。

「公共工事請負標準契約約款の解説」（以後、約款解説書といふ）でも、民法の請負契約では仕事の完成に至る過程での発注者と請負者の間の契約關係については定めています。たゞ、注文者の請負者に対する指図があることは間接的に規定されています。

注視すべきは、受注者は、自身が選択した施工方法を発注者に通知する義務があるのかといふことです。共通仕様書の「施工計畫書」の一般事項には、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するため必要な手順や工法等についての施工計畫書を監督員に提出しなければならない」と記されています。さらに「受注者は、施工計畫書を遵守し工事の施工に当たらなければならぬ」と述べています。

一方、標準契約約款では契約額の内訳の「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した「工程表」に関しては提出義務を定めていますが、施工方法を示した

工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した「工程表」に記載しては提出義務を定めていますが、施工方法を示した

前回、第1条第2項の分析で建設

契約は民法の捉え方だけでは対応で

きないと述べましたが第3項も同様

大客員教授

（高知工科大名誉教授、東京都市

前回

次回

掲載予定は7月19日

前回まで総則第1条第1項と第2項において述べられている建設契約の基本を分析し、第3項では契約の根幹となる施設の位置付けを分析しました。（二）

で契約約款の条項を精梳し理解する目的を整理しておきました。公共工事標準請負契約約款は、国際的に認知されたFIDIC約款に比較しても極めて公平で公正な条項内容となっています。

I-D-I-C約款では、工事内訳書はもとより工程表と施工計画書も実質的に契約拘束力を持つものとして位置付けられています。工事内訳書と施工計画書の三つの図書は、そのメカニズムについてはこの連載で明らかにしていくことにします。

■「指定仮設」と「任意仮設」

既に分析したように、施工法は受注者が決定したまつて、施工法は受定して入札に附すことが原則となっていますが、受注者が設計段階で、施工法を特定する場合があります。例えは、農耕地の近くで工事をする場合は地下水位を低下させない工法が求められる

ことになります。受注者が工法を特定して入札に附すことがあれば、「任意仮設」と呼ばれます。このように契約条件として指定された工法は「指定仮設」と呼ばれ、受注者が決めた工法は「任意仮設」と呼ばれます。

「指定仮設」は受注者が契約条件と特定した上法で、その工法が現場の実態と適合せず変更が必要となる場合、受注者が側に工法変更によって生じた追加費用や工期の延伸を請求する権利が発生します。

その理由を約款解説書では以下のように述べています。

「…受注者が施工法の選択によって生じた追加費用や工期の延伸を請求する権利が発生します。」

この条項について注目するべきは、工事着手前に工事目的物を完成するため必要な手順や工法等についての施工計畫書を監督員に提出しなければならないと記されています。さらに「受注者は、施工計畫書を遵守し工事の施工に当たらなければならぬ」と述べています。

一方、任意仮設は受注者が請負工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した



前回まで、受注者は何とか対応してきたわけです。

「競争の原理」が動き出した後に、工法の位置付けを分析しました。（二）

で契約約款の条項を精梳し理解する目的を整理しておきました。公共工事標準請負契約約款は、国際的に認知されたFIDIC約款に比較しても極めて公平で公正な条項内容となっています。

I-D-I-C約款では、工事内訳書と施工計画書の三つの図書は、そのメカニズムについてはこの連載で明らかにしていくことにします。

■「指定期間」における「工事内訳書」と「施工計画書」の関係

既に分析したように、施工法は受注者が算出する「予定価格」は、想定される条件下で無理なく工事を遂行するために必要な額を定めたものです。このため、予定価格の算出に使用される生産性データ（歩数）は過去の工事実績で、その標準値が適用され、労務、材料の単価も一般財团法人建設物価調査会が発行している建設物価に記載されています。

「競争の原理」が動き出す前は、ほとどどの案件が予定価格であり、競争によって形成される限界値ではありません。

「競争の原理」が動き出す前は、ほとどどの案件が予定価格に極めて近い額が契約価格であります。このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文をつけ必要が生じた場合は、発注者は、第19条（注）設計変更の条項）の手続

きに従って設計図書を変更し、必要な施工方法等の指定をしていただけます。このため、契約後に施工方法等の選択を含むことがあります。

一方、任意仮設は受注者が請負工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

次回掲載予定は7月9日

前回まで、受注者は何とか対応してきたわ

けです。

（一）「競争の原理」が動き出した後に、工法の位置付けを分析しました。（二）

で契約約款の条項を精梳し理解する目的を整理しておきました。公共工事標準請負契約約款は、国際的に認知されたFIDIC約款に比較しても極めて公平で公正な条項内容となっています。

I-D-I-C約款では、工事内訳書と施工計画書の三つの図書は、そのメカニズムについてはこの連載で明らかにしていくことにします。

■「指定期間」における「工事内訳書」と「施工計画書」の関係

既に分析したように、施工法は受注者が算出する「予定価格」は、想定される条件下で無理なく工事を遂行するために必要な額を定めたものです。このため、予定価格の算出に使用される生産性データ（歩数）は過去の工事実績で、その標準値が適用され、労務、材料の単価も一般財团法人建設物価調査会が発行している建設物価に記載されています。

「競争の原理」が動き出す前は、ほとどどの案件が予定価格であり、競争によって形成される限界値ではありません。

「競争の原理」が動き出す前は、ほとどどの案件が予定価格に極めて近い額が契約価格であります。このため、契約後に施工方法等の選択を含むことがあります。

一方、任意仮設は受注者が請負工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

「工程表」に記載しては提出義務を負っていますが、施工方法を示した

工程表を判断した工法で、工事の内訳、「工事内訳書」と、工事遂行の時系列手順を示した

次回掲載予定は8月9日